傷、変形及び沈下が生じないことを確かめること。
二 前号の構造計算を行うに当たり、自重による沈下その他の変形等を考慮して建築物の各部に有害な損
外力を採用し、令第八十二条各号に定める構造計算を行なうこと。
一 建築物、敷地、地盤その他の基礎に影響を与えるものの実況に応じて、土圧、水圧その他の荷重及び
建築物の基礎の構造計算の方法は次に定めるところによらなければならない。
建築物の基礎の構造計算を定める件
建設大臣中山正暉
平成十二年 月 日
基づき、建築物の基礎の構造計算の方法を次のように定める。
建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。)第三十八条第四項の規定に
建設省告示第 号